

発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案

現行

（適用除外となる買付け等）

第四条 令第七条第五項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

（適用除外となる買付け等）

第四条 令第七条第五項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二（略）

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一〇九（略）

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十条第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）

一〇九（略）

十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が所有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

十一（略）